Press Release　　川越市

（報道関係各位）　　令和８年10月29日 発表

【本件に関するお問い合わせ】　　☑ PR TIMES 配信　☑ HP 公開

川越市役所　産業振興課　産業政策担当　担当者：橋本

☎049-224-5934（直通）Fax：049-224-8712　メール：sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp

「川越市運送事業者事業継続支援金」
１１／２（月）から申請受付を開始します。

概要

中東情勢に伴う燃料価格高騰等により大きな影響を受けている市内運送事業者に対し、事業継続支援のため、対象車両の保有台数に応じた支援金を交付するものです。

交付額

交付対象事業者が使用する交付対象車両の要件を満たす事業用自動車の台数に応じて、1 台につき１回に限り交付します。

車両の種類	交付額
事業用貨物自動車　（緑ナンバー）	**１８，０００円／台**
事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）	**６，０００円／台**

交付対象者

以下の６つの要件すべてを満たしている運送事業者が対象となります。

⑴　川越市内に本社若しくは事業所を置く法人又は個人事業主であること。

⑵　令和８年３月１日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。

⑶　自動車検査証の交付を受けた日が令和８年３月１日以前で、かつ有効期間の満了する日が申請金の受付日以降であり、かつ使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。

⑷　支援金の申請日時点で上記⑵に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。

⑸　暴力団の構成員又は暴力団に関与する者その他市長が支援金を交付することにつき適当でないと認めた者に該当しないこと。

⑹　市税を滞納していないこと。

申請受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和９年３月１日（月）まで
※予算の範囲内での交付となりますので、予算の上限に達し次第受付終了となります。

申請方法

電子申請、郵送、または窓口で、ご申請いただけます。

①電子申請の場合
川越市公式ホームページ
「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセス　→→→

【市公式 HP（支援金）】

②郵送の場合
申請書類を、次の宛先へ郵送。
※令和９年３月１日（月）必着
【宛先】〒350-8601　川越市役所　産業振興課　運送事業者事業継続支援金担当

③窓口の場合
申請書類を、市役所本庁舎５階の産業振興課まで持参し提出。
※受付時間は、平日９：00～16：30（12 月 29 日～１月３日は閉庁）


川越市運送事業者事業継続支援金のご案内

原油価格高騰等により大きく影響を受けている市内運送事業者の皆様へ、事業継続を支援するために支援金を交付します。

受付期間　令和8年11月2日（月）から
令和9年3月1日（月）まで
※予算の範囲内での交付となるため、予算の上限に達し次第受付終了となります。

交付額

車両の種類	交付額
事業用貨物自動車（緑ナンバー）	18，000円/台
事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）	6，000円/台

交付対象者　※以下の6つの要件すべてを満たしている運送事業者が対象となります。
(1) 川越市内に本社又は事業所を置く法人または個人事業主であること。
(2) 令和8年3月1日時点で一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。
(3) 自動車検査証の交付を受けた日が令和8年3月1日以前で、かつ有効期間の満了する日が当該自動車の申請日以降であり、かつ使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。
(4) 申請日時点で(3)に規定する事業を営んでおり、今後終了予定で当該事業を継続する意思があること。
(5) 暴力団の構成員または暴力団に関与する者その他代表が当該役員を交代することにつき適当でないと認めた者に該当しないこと。
(6) 市税を滞納していないこと。

申請方法　電子申請、郵送または窓口での受付となります。
① 電子申請の場合 ※令和9年3月1日23時59分まで申請手続を終えてください。
川越市公式ホームページ「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセス
② 郵送の場合 ※令和9年3月1日必着
【宛先】〒350-8601 川越市役所産業振興課 運送事業者事業継続支援金担当
③ 窓口の場合 ※受付時間は、平日9：00～16：30（12月29日～1月3日は閉庁）
川越市役所本庁舎5階 産業振興課

対象事業、申請書類、お問い合わせ先については、次ページ以降を参照してください。